

約款・規程集の一部改定のご案内

2024年1月
おきぎん証券株式会社

第1章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1節 総合取引</p> <p>第2条 (総合取引の利用)</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。</p> <p>①～⑫ (現行どおり)</p> <p>⑬第14章に定める積立投資信託取引</p> <p>⑭第2章に定める保護預りにかかる有価証券の利金・収益分配金を累積投資コースへ入金する取引</p> <p>⑮第1章に定める金銭の受渡方法</p> <p>⑯第1章に定める有価証券取引</p> <p>⑰第1章に定める報告・連絡</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第1節 総合取引</p> <p>第2条 (総合取引の利用)</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。</p> <p>①～⑫ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑬第2章に定める保護預りにかかる有価証券の利金・収益分配金を累積投資コースへ入金する取引</p> <p>⑭第1章に定める金銭の受渡方法</p> <p>⑮第1章に定める有価証券取引</p> <p>⑯第1章に定める報告・連絡</p> <p>(2) (省略)</p>

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則</p>	<p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則</p>

新	旧
<p>第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>	<p>第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>

第14章 積立投資信託取扱約款(新設)

新
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、お客さまと当社との間の、追加型投資信託受益権(以下、「投資信託」といいます。)の定時定額購入サービス(以下、「本サービス」といいます。)に関する取決めであります。お客さまは本サービス内容を十分に理解し、お客さまの判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p>第2条 (買付銘柄の選定)</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄(以下、「選定銘柄」といいます。)の累積投資コースとします。</p> <p>(2) お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。(指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。)</p> <p>第3条 (払込方法の指定)</p> <p>お客さまは、当社があらかじめ指定した総合取引口座(円貨預り金を含みます。)から買付の払込を行うものとします。</p> <p>第4条 (申込み方法)</p> <p>お客さまは次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。</p> <p>①事前、または同時に当社所定の申込書によりお客さまが当社の総合取引口座を開設済みであること。</p> <p>②お客さまが当社所定の本サービスの申込書に必要事項を記入し、署名のうえ、当社へ提出し当社が承諾していること。</p> <p>第5条 (申込内容の変更)</p> <p>お客さまは所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の中止および申込内容の変更を行うことができます。</p> <p>第6条 (金銭の払込み)</p> <p>(1) お客さまは指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回当たりあらかじめお客さまが申出いただいた一定額の金銭(以下、「払込金」といいます。)を、お客さまが2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額を総合取引口座(東海MRFからの自動換金を含みます。)からの引落しをもって行い、指定銘柄の累積投資コースにより振替えるものとします。</p> <p>(2) 1銘柄当たりの払込金の額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。</p> <p>第7条 (買付の方法)</p> <p>当社は、お客さまの指定銘柄の買付に係る払込金で、当該指定銘柄の「目論見書」の記載に従って買付を行います。</p> <p>第8条 (買付時期および価額)</p> <p>(1) 当社は、お客さまからの払込金の受入れをもって、原則として毎月25日(休業日の場合はその翌営業日)に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。</p> <p>(2) 上記(1)の払込金が、買付申込日から起算して3営業日前に総合取引口座(円</p>

新
<p>貨預り金を含みます。)に買付相当金額がある場合、買付申込みを行います。</p> <p>(3) 上記(1)の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額とします。なお、販売手数料がある場合は、目論見書に記載または当社が別に定める手数料および消費税相当額を加えた価額とします。</p> <p>(4) 上記(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。</p> <p>第9条 (返還および果実の再投資)</p> <p>返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の「目論見書」の記載により行うものとします。</p> <p>第10条 (非課税口座にかかる非課税の特例の適用)</p> <p>(1) お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に第12章に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を申込み、当社が承諾した場合に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。</p> <p>(2) 複数の指定銘柄の買付もしくは指定銘柄以外の上場株式等の買付が発生する場合の非課税の特例の適用の優先順位は当社が定める方法によります。</p> <p>(3) 果実の再投資の場合の非課税の特例の適用の取扱いは当社が定める方法によります。</p> <p>第11条 (取引および残高の通知)</p> <p>当社は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。</p> <p>①取引の明細</p> <p>当社は、第7条および第8条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上「取引残高報告書」により通知します。</p> <p>②金銭および残高明細</p> <p>当社は、指定銘柄の取引明細、買付預り金および残高については、3か月に1回以上「取引残高報告書」に記載してお客さまに通知します。ただし、上記①の該当取引がない場合は、別途、1年に1回以上、お客さまに通知することがあります。</p> <p>第12条 (選定銘柄の除外)</p> <p>選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。</p> <p>①当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合</p> <p>②その他当社が必要と認める場合</p> <p>第13条 (解約)</p> <p>本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>①お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合</p> <p>②当社が本サービスを営むことができなくなった場合</p> <p>③当社が本サービスの解約を申出た場合</p> <p>④第14条(3)に定めるこの約款の改定にお客さまが同意しないとき</p> <p>第14条 (その他)</p> <p>(1) 当社は、お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等はお支払いいたしません。</p> <p>(2) 第11条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものと取扱うことができるものとします。</p> <p>(3) この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。</p> <p>(4) この約款に別段の定めがないときには、総合取引約款、累積投資取扱規程および第2条に定める選定銘柄の「目論見書」の記載等に従うものとします。</p>